第 11 講　幕藩体制の確立と武断政治
PART3 宗教と農村の統制

Chapter 1　禁教と寺社の統制

目標
江戸幕府がキリスト教を禁止したのはなぜだろう？
寺請制度が幕府の支配上好都合だったのはなぜだろう？

1　キリスト教の禁止

①禁教の理由→統一的支配の障害

当初は黙認していたが，ポルトガル・スペインの侵略に対する懸念に加え，

信者の団結・抵抗の強さを恐れる。

※イエズス会だけでなくフランシスコ会・ドミニコ会など，来日する宣教師も増え，

信者は 17 世紀初めで約 70 万～ 75 万人。

②推移

1609 年　マードレ＝デ＝デウス号事件→キリシタン大名有馬晴信による

1612 年　幕領〔天領〕に禁教令を発布→岡本大八事件が契機となる

1613 年　全国に禁教令を発布

1614 年　［1　　　　　　　　］ら 300 人余りを**マニラ**やマカオに追放

1622 年　**元和の大殉教→長崎**で宣教師・信徒ら 55 名を処刑

1630 年　禁書令→洋書の輸入を禁止

踏絵

③［2　　　　　　　　］**〔島原・天草一揆〕（1637** ～ 38 年）

益田〔天草〕四郎時貞を中心とする約 3 万 8000 人のキリシタン農民や牢人が蜂起，

原城跡に立てこもった。

A　原因

松倉勝家（肥前国島原藩）と寺沢堅高（肥前国唐津藩・肥後国天草の領主）による，

過酷な年貢徴収とキリシタン弾圧に領民が反抗。

B　結果

九州の外様など約 12 万人を大動員し，譜代の板倉重昌が指揮にあたったが失敗。

老中松平信綱〔知恵伊豆〕が出陣し，オランダ船の援護も得てようやく鎮圧した。

C　意義

幕府権力のさらなる集中と，**鎖国政策促進の契機**となった。

④禁教政策の強化

A　〔3　　　　〕

九州北部を中心に**踏絵**を踏ませ改宗を強制したが，一部の信者は殉教したり，

秘かに信仰を維持する**潜伏キリシタン**〔隠れキリシタン〕として残存した。

B　**寺請制度**〔寺檀制度〕

1640 年，宗門改役を設置して〔4　　　　　　　〕を実施。

結婚･奉公･旅行などに際し檀那寺が寺請証文を発行，檀家〔檀徒･檀那〕を監視した。

※幕府・諸藩は宗門改帳〔宗旨人別帳〕を作成，寺院を通しての民衆支配を進めた。

のち人別改と合わせ**宗門人別改帳**となり，戸籍の役割を果たした。

2　寺社の統制

①禁教→日奥を祖とする**日蓮宗不受不施派**を禁止

②領地

朱印地（将軍の朱印状で安堵），黒印地（旗本・大名の黒印状で安堵）など約 40 万石。

③法度

1601 年～**寺院法度**〔諸宗諸本山法度〕

※各宗派ごとに出し，〔5　　　　　　　〕を実施。

宮家・摂家の子弟が入る門跡寺院も朝廷の一員とみなし統制した。

1665 年　**諸宗寺院法度**→仏教各宗派共通の寺院・僧侶統制令

諸社禰宜神主法度→神社・神職の統制令で公家の吉田家が中心

④行政

将軍→〔6　　　　　　　〕→本山→末寺→檀家〔檀徒〕

⑤結果

仏教・神道ともに葬式や参拝が中心となり，独立した宗教としての活力を失う。

祈禱や占いは，修験道や陰陽道も担っていた。

⑥**黄檗宗**の伝来（17 世紀半ば）

禅宗の一派。中国から来日した**隠元隆琦**が開祖，本山は山城国宇治の万福寺。

まとめ　信者の団結や植民地化を恐れ，幕府はキリスト教を禁止した。

寺請制度により，幕府は全国民を統制支配することができた。

Chapter 2　農村・農民の統制

目標
農村における五人組の目的を知ろう。
為政者の農民観が生活を無視するものに変化したのはなぜだろう？

1　江戸時代の村

村は〔[1]　　　　〕の集落・田畑・野山を含む自治的な共同体で，幕藩体制の基盤。
17 世紀末で約 6 万 3000 余りの農村・山村〔山里〕・漁村・在郷町が存在。
※幕府・藩が検地の後に 50 ～ 60 戸単位の「**村切**」を行い成立。

①**村方三役〔地方三役〕**→村役人
　A　**名主**（関西では庄屋，東北・北陸では肝煎）→“ 村長 ”
　B　**組頭**（関西では年寄）→名主の補佐をする“ 副村長 ”
　C　**百姓代**→名主・組頭の不正を監視する“ 一般百姓代表 ”
②〔[2]　　　　　　〕
　貢租納入の連帯責任やキリシタン・犯罪人の相互検察を目的に，５戸程度を一組とする。
　※五人組帳前書などにより，百姓としての生産・生活全般を規定。
③生活
　村法〔村掟〕によって運営し，違反者には**村八分**などの制裁が加えられる。
　※入会地の共同利用と管理，**結**・もやいと呼ばれる共同作業，
　　村入用の共同負担，**村請制**による**年貢・夫役**納入などが存在。

2　江戸時代の農民

①農民の階層
　A　**本百姓**　〔高持百姓〕→検地帳に記載され寄合で村政に参加
　B　**水呑百姓**〔無高百姓〕→検地帳に無記載で小作や日用仕事に従事
　C　隷属農民〔名子・被官・家抱・譜代など〕→有力な本百姓に隷属
②農民の負担→大変厳しく走り百姓・潰れ百姓が続出
　A　**本途物成**〔本年貢〕→四公六民・五公五民の米納もしくは貨幣で納入
　B　**小物成**→山野河海の利用や副業にかかる雑税を貨幣などで納入

C　**高掛物**→村高に応じて課する付加税を貨幣で納入

D　［3　　　　］→一国または数か国単位で課す労役で貨幣による代納が一般化

E　**伝馬役**→宿駅周辺の［4　　　　］に対する労役で貨幣による代納が一般化

※増大する一方の負担に対し，伝馬騒動（助郷役反対一揆）も起こった。

③為政者の農民観

A　江戸時代前期→農民の生活が成り立つことを前提とする

あ　徳川家康「百姓共は死なぬ様に，生きぬ様に…」

い　本多正信「百姓は財の余らぬように，不足なきように治むること道なり」

B　江戸時代後期→農民の生活を無視

神尾春央「胡麻の油と百姓は，絞れば絞る程出る物也」

④農民に対する規制

A　**田畑永代売買禁止令**（**1643 年**，3 代将軍家光）

寛永の飢饉（1641 ～ 43 年）を背景に，

富農への土地集中防止と本百姓体制維持のため，田畑の売買を禁止。

しかし，質流れによる田畑の実質的移動は行われたため，不徹底に終わる。

※明治維新期の 1872 年まで存続。

B　田畑勝手作りの禁［作付制限令］？（1643 年，3 代将軍家光？）

本百姓体制維持のため，飢饉時などに本田畑における

五穀（米・麦・黍・粟・豆）以外の商品作物栽培を禁止したが，のち有名無実化。

※明治維新期の 1871 年まで存続。

C　慶安の触書？（1649 年，3 代将軍家光？）

農民に対する衣食住制限で，近年，幕府の法令ではないと判明した。

D　［5　　　　　　　　］（**1673 年**，4 代将軍家綱）

本百姓体制維持のため，名主 20 石・一般百姓 10 石未満の者の分地を禁止。

☆ 1713 年に改正され，分地高・残高ともに 1 町・10 石未満になることを禁止。

E　その他

移住・転業を制限，**麻・木綿**の筒袖を着用，

麦または稗・粟などの雑穀主体の食事，茅葺・わら葺の粗末な住居。

まとめ

貢租納入の連帯責任や，キリシタン・犯罪人の相互検察が五人組の目的。

財政難のため，幕府の農民観はより厳しいものへと変化していった。

第 11 講　PART 3　確認問題

1 岡本大八事件が契機となり，1612 年に起こったのはどれか。

① 元和の大殉教　② 全国への禁教令の発布
③ 禁書令の発布　④ 幕領〔天領〕への禁教令の発布

2 元和の大殉教が起こったのはどこか。

① 福岡　② 長崎
③ 熊本　④ 鹿児島

3 益田〔天草〕四郎時貞を中心として九州で起こった反乱はどれか。

① 慶安の変　② 島原の乱
③ 慶長の役　④ 伊勢長島の一向一揆

4 1665 年に発布された仏教各宗派共通の寺院・僧侶統制令はどれか。

① 寺院法度　② 諸宗寺院法度
③ 禁中並公家諸法度　④ 諸社禰宜神主法度

5 村方三役で，現在でいうところの副村長にあたるのはどれか。

① 本百姓　② 百姓代
③ 名主　④ 組頭

6 検地帳に無記載で，小作や日用仕事に従事した農民はどれか。

① 名子　② 家抱
③ 被官　④ 水呑百姓

7 農民の負担のうち，
村高に応じて課される付加税を貨幣などで納入したのはどれか。

① 高掛物　② 本途物成
③ 伝馬役　④ 小物成

8 本百姓体制維持のため，1673 年に発布されたのはどれか。

① 分地制限令　② 慶安の触書
③ 田畑永代売買禁止令　④ 田畑勝手作りの禁

第 11 講　PART 3　確認問題 解答

1 解答：④　①の元和の大殉教は 1622 年，②の全国への禁教令の発布は 1613 年，③の禁書令の発布は 1630 年。

2 解答：②　長崎で宣教師・信徒ら 55 名を処刑したできごとを，**元和の大殉教**という。

3 解答：②　島原の乱〔島原・天草一揆〕では，**益田〔天草〕四郎時貞**を中心とする約 3 万 8000 人ものキリシタン農民や牢人が蜂起し，原城跡に立てこもった。

4 解答：②　①の**寺院法度**は 1601 年に発布され，**本末制度**を実施した。③の禁中並公家諸法度は 1615 年に朝廷の統制のために出された。④の**諸社禰宜神主法度**は 1665 年に発布された神社・神職の統制令で，公家の吉田家が中心となった。

5 解答：④　**村方三役〔地方三役〕**は名主，組頭，百姓代を指し，②の百姓代は名主・組頭の不正を監視し，③の名主は村長にあたる。

6 解答：④　①の名子，②の家抱，③の被官はいずれも，有力な**本百姓**の隷属農民。

7 解答：①　②の**本途物成**は本年貢のこと，③の**伝馬役**は宿駅周辺の助郷に対する労役，④の**小物成**は，山野河海の利用や副業にかかる雑税で，貨幣などで納入した。

8 解答：①　**分地制限令**では，名主 20 石・一般百姓 10 石未満の者の分地を禁止した。